

学校いじめ防止基本方針

新潟県立柏崎特別支援学校

1 はじめに ～いじめ・いじめ類似行為の定義～

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

平成25年9月28日施行 「いじめ防止対策推進法」より

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

令和2年12月25日公布 「新潟県いじめ等の対策に関する条例」より

2 『特別支援学校』としての取組

特別支援学校では、障害特性の違いによって児童生徒それぞれが抱える困りごとや課題を克服し、卒業後に自立できるように、『自立活動』の時間を設けています。その中で職員は、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うだけでなく、心身の調和的発達を基盤を培うために、児童生徒一人一人に丁寧に向き合い、面談や支援などを細かく行っています。個々に抱える不安や悩みなどに対して、職員一同、力を合わせ、一緒に解決を目指していきます。

3 当校の掲げる「いじめ防止基本方針」

- (1) **児童生徒一人一人が、成就感・自己肯定感をもちながら学校生活を送れる指導・支援**
 - ・授業や学校生活全体を通して一人一人が認められる場の設定
- (2) **一人一人の違いを認め、思いやりや心の痛みを考える教育の推進**
 - ・教科学習、道徳科、学校行事等の教育活動全体を通じた道徳的実践力の育成
- (3) **「いじめ」に対する教職員の意識改革**
 - ・研修を通じた人権感覚の定着、児童生徒への共感的理解、行動の背景にある状況の確認・調査
- (4) **定期的な情報交換と未然防止、早期発見、即時対応のための校内支援体制の整備**
 - ・教育活動全体における観察、朝会・学部会等での情報交換、アンケートによる実態把握、実行性のあるいじめ対策委員会の設置
- (5) **家庭・地域の理解と協力体制づくり**
 - ・愛育会(P T A)だよりや学校だよりを通じた家庭・地域への理解啓発と情報発信
 - ・いじめの疑いが見られた時点からの保護者への連絡と見守り等の依頼
- (6) **関係機関との連携強化**
 - ・児童相談所、警察等との定期的な情報交換、緊急時の相談支援体制づくり

4 全体計画 ～組織的な対応に向けて～

(1) いじめ対策委員会の設置

① 委員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育 Co、養護教諭、学部主事、当該児童生徒の関係職員 + 病院他関係機関 + スクールカウンセラー

② いじめの即時対応のための取組

- ・ 職員研修(いじめ発生時における対応の確認等)
- ・ いじめを受けた児童生徒、保護者に対する相談・支援
- ・ いじめを行った児童生徒、保護者に対する指導・支援
- ・ 児童相談所、警察等との連携

(2) 関係各所との連携

① 保護者との連携

- ・ 児童生徒の小さな変化に気付けるよう、日頃から保護者との連絡を密に行う。
- ・ 学校・学部だよりや、愛育会(P T A)だよりを通して、ネットモラル等の理解啓発を継続的に行い、ネットいじめの防止を図る。
- ・ いじめの疑いが見られた時点から、保護者への連絡を密に行い、被害者側の児童生徒、保護者への相談・支援を行うと共に、加害者側の児童生徒、保護者に対して指導・支援を行う。

② 教育委員会や関係機関等との連携

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いなどの重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、当該児童生徒の保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- ・ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童生徒の生命、心身又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめの未然防止に向けて

① 児童生徒理解研修の実施

- ・ 年度当初に実施し、児童生徒の病気や障害の特性、実態について、職員間で理解を深める。

② いじめ対策委員会の定期開催

- ・ いじめ認知の有無に関わらず、定期的にいじめ対策委員会を開催し、職員間で情報を共有する。

③ いじめ対応研修の実施

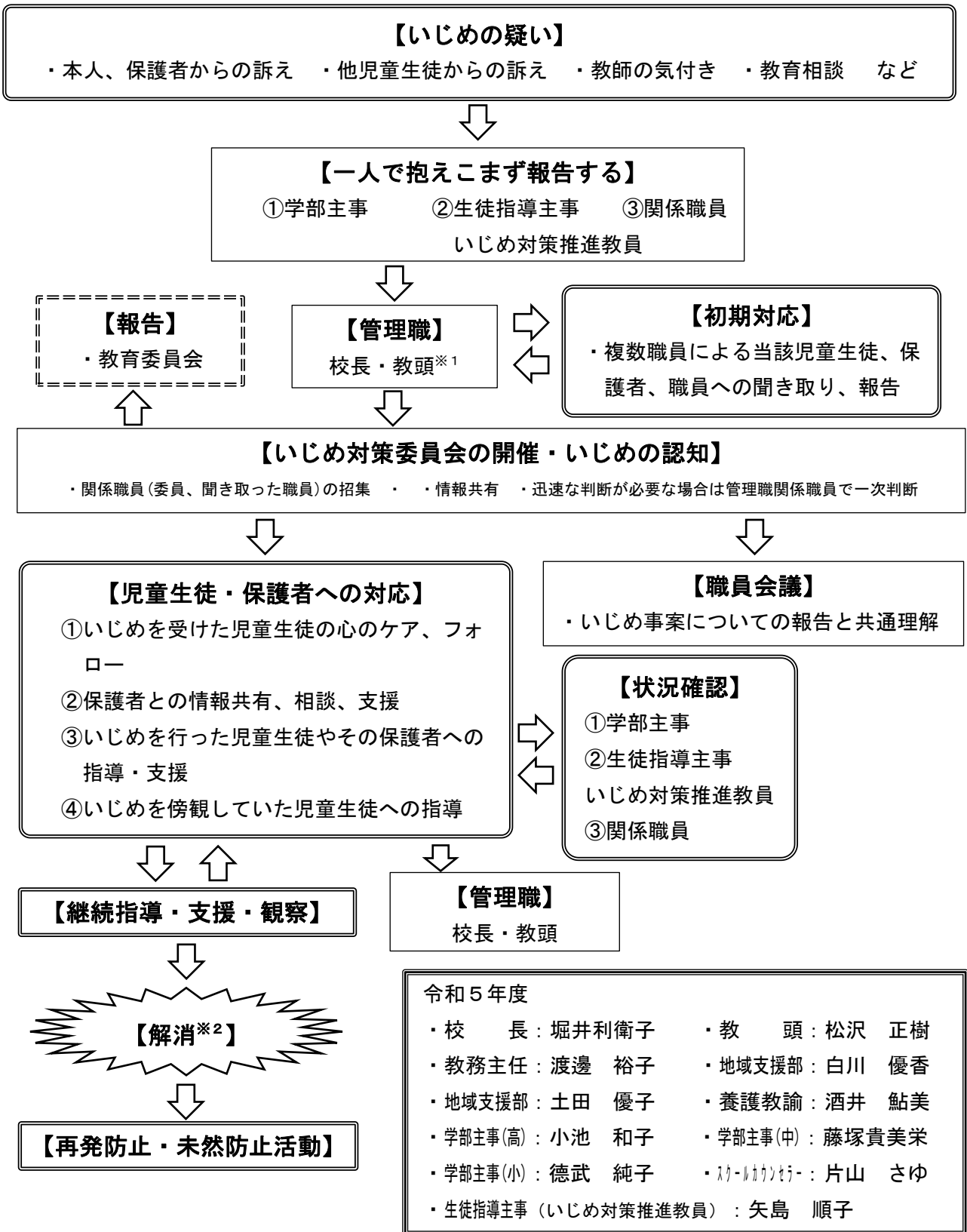
- ・ 年度当初に全職員で実施し、いじめが発生してから対応するまでの流れを共有する。
- ・ いじめが発生してからの対応についてシミュレーションを行い、適切な対応ができるよう準備する。

- ④ 一人一人の実態や発達段階に応じた授業実践、学校行事等への参加
 - ・全ての授業、学校行事等を通して成就感を味わわせ、自己肯定感を高める。
- ⑤ 自他のよさや頑張りに気付いたり、認め合ったりする場の設定
 - ・道徳科や特別活動の時間を通して、自他のよさや存在に気付き、充実感のある学校生活を送れるよう指導・支援する。
- ⑥ 児童生徒の観察と継続的な指導
 - ・いじめにつながる様々な児童生徒のささいな行動を見逃さず、発達段階に応じた指導を継続的に行う。
- ⑦ 人との関わりを意識した授業実践
 - ・授業の中で人と関わる場面を意図的に設定し、コミュニケーションを深め、様々な考え方を尊重し合える実践を行う。
- ⑧ 人権教育、同和教育の推進
 - ・職員の言動が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、職員一人一人が人権感覚を磨いたり、同和意識を高めたりできる研修を行う。
 - ・児童生徒一人一人が他者の人権の大切さを認め合えるような指導・支援を行う。
- ⑨ 学校評価の実施
 - ・学校評価において、いじめ防止への取組について自己評価を行い、その結果を学校関係者評価等を踏まえて公表する。

(4) いじめの早期発見に向けて

- ① 児童生徒の実態把握
 - ・アンケート(7月・1月)や個別面談を実施すると共に、インターネットの使用状況にも関心をもち、児童生徒の状況を把握する。
- ② 児童生徒の観察
 - ・日常生活や休憩時間等に校内を見回り、小さな変化や友人関係等を把握する。
- ③ 児童生徒情報交換の徹底
 - ・職員朝会や終礼を利用し、学部又は学校全体で児童生徒の情報交換を常に行う。
- ④ 保護者との情報共有
 - ・連絡帳、各種たより、電話等による連絡や家庭訪問、懇談会等により児童生徒の情報共有を確実にを行う。

5 いじめへの対応(フローチャート)



・上記のチャートをベースにして事実確認や報告を行い、学校、家庭、関係機関が連携しながら適切に対応し、早期にいじめ解消に向けた取組を行う。

・関係資料を5年間保存し、引き継ぎ、情報提供に活用する。

※1 校外からのいじめや犯罪につながるよう行為の場合は、警察や関係機関にも連絡する。

※2 少なくともいじめに係る行為が3か月止んでおり、かついじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合に、いじめが解消されたとみなす。